

S Tマーク使用許諾契約者各位

平成 22 年 5 月 27 日

日本玩具協会

下記について連絡致します。

「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」の改定

1. S T制度要綱第 6 条第 3 項の表中、「日本ゴム風船商工会」を「日本バルーン協会」に変更する。

(団体の合併により、S Tマーク使用許諾契約経由団体の変更があったため。)

2. 平成 22 年 5 月 26 日から、改定・実施する。

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱 (改定)

【玩具安全マーク使用許諾契約】

第 6 条 (略)

3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を經由して協会と S Tマーク使用許諾契約を締結することができる。

名 称	所 在 地	
(略)		
日本バルーン協会	<u>〒166-0014</u> <u>東京都杉並区松の木 3-12-11</u>	R